世界禁煙デー記念 第九演奏会とコバケンさんとの出会い。



世界禁煙デー記念 第九演奏会 共催:日本禁煙学会

後援:東京都医師会、アンチエイジング歯科学会、ジャパンオーラルヘルス学会、日本財

団、禁煙推進学術ネットワーク、日本歯科大学、東京都歯科医師会

コバケンさんは2012年7月に上野文化会館の音楽監督に就任されました。

ただ、引き受けて戸惑ったのは会館の職員と楽団員の喫煙でした。職員はともかく楽団員も 喫煙者が多く、タバコが大嫌いなコバケンさんはこの問題の解決策に悩みました。ある晩、 目白の行きつけの寿司屋(寿司たつ)で大将にこの悩みを話したところ、「近所にタバコに 詳しい先生がいるから紹介しようか」(ためロ)と言われ、是非にとの事で夜半私の自宅に 電話が有りました。

「コバケンさんがタバコに関して困っていて相談したい事があるんだけど先生今から来られる?」

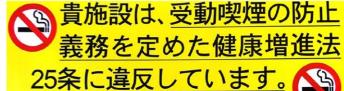
そこで「僕は食事も済んでいるけど今から行ってあげる」と答え、寿司たつに向かいました。お話を伺ってそれなら良い考えが有りますと近所の私の診療所から添付の通称「イエローカ

ード」を取って来て受動喫煙防止法を説明しました。

文化会館の職員、楽団員全員を集めて、この受動喫煙防止法のカードを見せながら、「多数の者が利用する施設を管理する者、つまり、私、小林研一郎が健康増進法25条に従って上野文化会館の建物内、敷地内を利用する人を受動喫煙から守る法律上の義務が有るので明日から建物内、敷地内を禁煙にします」と宣言すればそれで事足りますと説明したところ「ああ良かった」と大変喜ばれ、早急に会館内、敷地内禁煙を実現しました。それ以来奥様の櫻子さんと一緒に新宿区に受動喫煙防止を申し入れたり等お付き合いが続いています。

令和2年4月に東京都受動喫煙防止法が施行されます。

これは今までのザル法と異なり従業員が一人で もいれば完全禁煙となります。つまりバイトの 大学生、高校生、従業員は受動喫煙から守られ ます。



法律に従って受動喫煙対策をしてください。

(裏面をご覧下さい)

★厚生労働省分煙効果判定基準 (2002年6月12日公表) 方法1. 全面禁煙 方法2. 排気装置による完全分煙 (空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です) 参考ホームページ http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/

★健康増進法(2003年5月1日施行) 受動喫煙の防止

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店事務所、官公庁施設、飲食店、*その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

*「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものである。。(2003年4月30日 厚生労働省健康局長通達)

この事を踏まえ昨年の8月15日に、私の歯科の患者さんであるコバケンさん、櫻子さんに渡辺文学さんを交えてホテルで会食しながら東京都の受動喫煙防止法施行を説明し、ダメ元で東京都受動喫煙防止法を応援する演奏会をお願いしたところ、コバケンさんがにっこり笑って「私やりたいです」とおっしゃって快諾して下さいました。

隣の席で櫻子さんがソロバンを弾いて(現在はノートパソコン)サントリーホールの空き状況を調べたところ奇跡的に世界禁煙デー当日の夜が空いており、また予算立ても簡単にされ「先生出来ますわよ」と添付の演奏会が実現しました。